

Mineワクワク住マイル事業についてのQ&A

Mineワクワク住マイル事業の補助金交付について、よく寄せられる質問と回答を「Q&A形式」でお答えします。

(補助対象者の要件に関して)

Q 1 「住宅の所有権を有している」ことを、どのように確認するのですか？

A 不動産登記事項証明書で、平成26年8月1日から平成30年3月31日までの間に住宅の所有者となったことを確認します。

Q 2 以前から美祢市に住んでいる場合でも、補助対象者の要件を満たし、補助金の要件に該当する場合は、補助金の交付を受けることができますか？

A 補助金の交付を受けることができます。

(世帯における転入者の割合に関して)

Q 3 30年ぶりに私と妻の二人で美祢市に戻り、市内に居住する父母の家を建て替え、私が世帯主となり4人の世帯で生活する場合は、「同一の世帯に属する者の半数を超える場合」として補助金が交付されますか？

A 補助金は交付されません。同一世帯において、3年を超えて市外にお住まいであった方が世帯員の半数を超えてはいけません。

(市内に主たる事務所を置く事業者への請負に関して)

Q 4 「市内に主たる事務所を置く事業者」とは、どのような事業者ですか？

A 美祢市に本社を置く事業者です。

Q 5 「市内に主たる事務所を置く事業者」の美祢市外の営業所と契約を締結して住宅を新築した場合は、補助金の要件に該当しますか？

A 補助金の要件に該当します。

(市の所有する宅地の購入に関して)

Q 6 「来福台」や「長田定住団地」、「りんどうの丘」の宅地を以前購入されていた方から宅地を購入して、家を建てた場合、「市が所有する宅地を購入し、住宅を新築した場合」として補助金が交付されますか？

A 補助金は交付されません。市から直接宅地を購入してはいけません

Q 7 「来福台」の宅地を以前に美祢市土地開発公社から購入しましたが、このたび平成 26 年度中に家を建てることにしました。この場合は「市が所有する宅地を購入し、住宅を新築した場合」として補助金が交付されますか？

A 「市が所有する宅地を購入し、住宅を新築した場合」として補助金を交付します。美祢市土地開発公社の業務は市が引き継いでおり、市が所有する宅地を購入したものとみなします。

(補助金交付決定後の世帯員の変更にに関して)

Q 8 補助金の交付決定を受けた後に子供が生まれた場合、補助金の額は増えますか？

A 補助金額は変わりません。交付決定を受けた時の金額を 10 回に分けて、10 年間で交付します。

(補助金の申請に関して)

Q 9 補助金交付申請書に添付する「不動産登記事項証明書」について、建物の新築契約の金額だけで補助金の合計額を上回る場合にも、土地の「不動産登記事項証明書」が必要ですか？

A 必要ありません。建物の「不動産登記事項証明書」のみを添付してください。

土地と建物の両方についての売買契約の場合や、補助対象経費が土地と建物の取得に要した金額の合計の場合は、土地と建物の両方の「不動産登記事項証明書」を添付する必要があります。

Q 10 補助金交付申請書に添付する「世帯全員分の市税等の滞納がない証明」について、小学生の子供も「市税の滞納がない証明」が必要ですか？

A 15歳以下の子供については「市税の滞納がない証明」を添付する必要はありません。16歳以上の世帯員について「市税の滞納がない証明」を添付してください。

Q 11 補助金交付申請書に添付する「世帯全員分の市税等の滞納がない証明」について、現在転入後3箇月目で、まだ美祢市から課税されていません。

前住所地の市町村が交付する「市税の滞納がない証明」が必要ですか？それとも美祢市が発行する「市税の滞納がない証明」の添付のみで良いのでしょうか？

A 美祢市が発行する「市税の滞納がない証明」のみを添付してください。

(補助金の交付に関して)

Q 12 補助金の交付は現金ですか。それとも違う方法ですか？

A 補助金は、毎年度の交付額のうち、3万円以下は美祢市商工会が発行する商品券で交付し、3万円を超える部分は現金で交付します。

(交付決定の取消し・返還に関して)

Q13 M i n e ワクワク住マイル事業補助金の交付決定を受けた3年後に、家庭の事情で世帯全員が転出することになりました。これまで交付を受けた補助金を戻す必要がありますか？

A 転出する年度に交付を受けた補助金額のみ、美祢市に返還しなくてはなりません。

(その他)

Q14 M i n e ワクワク住マイル事業補助金は、所得税法上の一時所得ですか、それとも雑所得ですか？

A 毎年交付を受けた補助金は、雑所得となります。

※ このほかに、ご不明な点がございましたら、美祢市役所内の企画政策課(電話0837-52-1112)までお問い合わせください。